

30年度 公文書開示状況（3月決定分） 主税局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H31.1.9	H31.3.12	東京都固定資産評価審査委員会の委員の選任について(依頼)(26主税評第52号)ほか12件	103	1						1	1	1							<p>(第7条第2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。</p> <p>(第7条第3号) 当該事項は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第4号) 特定の個人の印影又は署名は、公にすることにより印影や署名が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) 委員選任において収集したこれらの情報は、公にすることにより、委員または委員候補者及びこれらのものが所属する職能団体からの信頼が損なわれ、円滑な委員の選任及び審査業務の遂行を行うことができないなど、今後の委員会業務の運営及び遂行に支障をきたすおそれがあるため。</p>	主税局税制部評価審査課
2	H31.1.28	H31.3.13	平成30基準年度 評価実務ガイドブック—家屋— 東京都主税局	420	1															主税局総務部職員課	
3	H31.3.6	H31.3.22	旅費請求内訳書(主税局税制部評価審査課 主事 ○○○○の平成31年1月28日及び同月29日分)	1	1						1									<p>自宅からの経路は、東京都情報公開条例第7条第2号における職員の職務遂行に関わらない個人情報に該当するため。</p>	主税局税制部評価審査課
4	H31.3.6	H31.3.22	旅費請求内訳書に係る復命書(○○○○分)					1												<p>上記文書は当課では作成及び取得しておらず、存在しない。</p>	主税局税制部評価審査課